

18歳からもう「大人」!

成年になるって
どういうこと?



千代田区消費生活センター

成年になるってどういうこと？

2022年4月から
成年年齢が18歳
に変わります！

成年になるとできること・できないこと

2022年4月1日から、成年(成人)年齢が20歳から18歳に引き下げられます。
成年になると何が変わるのでしょうか？

できるようになること

1人で契約ができる！

(保護者の同意なく)



クレジット
カードを作る



ローンを組んで
買い物をする

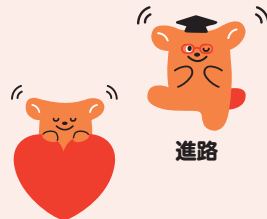


携帯電話を契約する

1人で決められる！



住む場所



結婚

(女性の結婚年齢が16歳→18歳に)

進路



ただし・・・

行動の責任も、自分で負う必要があります。

社会経験の浅い若者は
悪質業者に狙われやすくなります。

多重債務に
陥る・・・

悪質業者の
ターゲットに・・・



引き続き20歳まではできないこと



飲酒、喫煙、公営ギャンブルなどは
20歳から！

契約って、なに？

この中で契約はどれでしょう？

①



カフェで
コーヒーを買った

②



携帯で音楽を
ダウンロードした

③



電話でピザを
注文した

④



親に指輪を買って
もらう約束をした

答え ①、②、③

契約とは、互いに「売りたい」「買いたい」という意思が合致することで、
法律上の責任が生じる約束です。

④は単なる約束で法律上の責任
までは生じないので、契約ではあり
ません。

契約はどの時点で成立する？

Q1 店頭での買い物

①レジに商品を出して
店員が注文を受けた時



②お金を
支払った時

③商品を
受け取った時

答え

Q1: ①

Q2: ②

Q2 ネット通販での買い物

①注文ボタンを
押した時

②注文確定の
メールが届いた時

③商品が
届いた時

契約は
互いが合意した時に
成立します。

契約の特徴

双方の合意

必ず書面(契約書)を作る必要
はありません。

口頭でも、互いが合意すれば
契約は成立します！

自己都合で やめられない

例えば「いらなくなったから」
と、契約をキャンセルするこ
とはできません！



契約を守る責任が生じます。

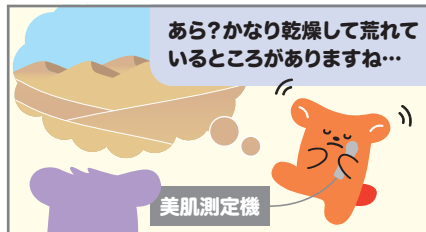
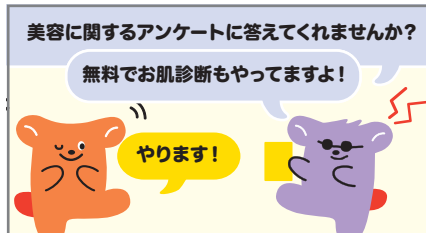
契約をやめられる 時もある

- 契約者が未成年者
- 事業者が問題のある販売方
法で契約させた など

クーリング・オフ
という制度もあります。
(冊子の裏表紙を参照してください！)

若者が狙われやすい悪質商法

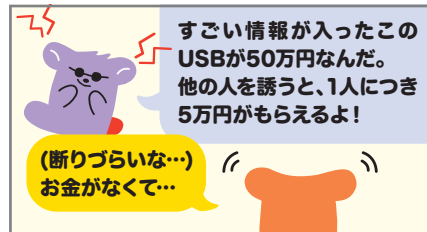
ついて行って大丈夫？ キャッチセールス



キャッチセールスは街中で声を掛けて、事務所などに連れて行って商品やサービスの契約を迫ります。

- きっぱり断って立ち去りましょう。
- 誘いに乗ってしまったら、おかしいと思ったら、その場から逃げましょう。

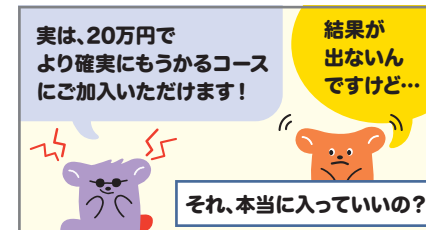
簡単投資のもうけ話？ マルチ商法



先輩や友人などから「会員になって、商品を売ったり人を紹介したりすれば紹介料がもらえるよ」と勧誘されるのが、**マルチ商法**です。

- 断りづらくても、「関心がありません!」ときっぱり断りましょう。
- 借金を抱え込んでしまったり、自分が加害者になったりすることもあります。

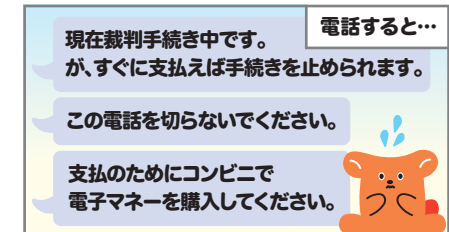
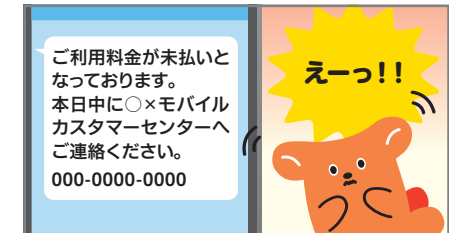
スマホで簡単に稼げる？ 副業トラブル



SNSなどで「誰でも簡単にもうかる」と宣伝し、情報商材を買わせたりする手口が多く見られます。

- 簡単にもうかるなんてうまい話はありません!
- 仕事を始めるためにお金を払う、という話は怪しいと思います。

本当に払わないといけないの？ 架空請求



ネット上で突然登録完了画面が表示されて高額な料金を請求されたり、SMSで覚えのない利用料金の請求をされたりします。

- 身に覚えのない請求は無視して大丈夫!
- 契約が成立していなければ支払う必要はありません。

よくあるトラブル

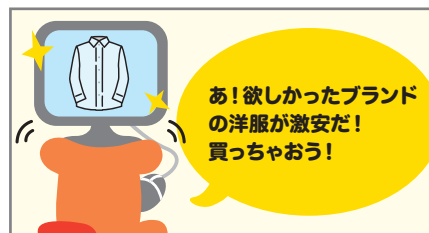
今だけ!誘惑フレーズに要注意 定期購入



「お試し500円」「今だけ実質無料」などの広告を見て商品を購入したら、実は**定期購入**だった!というトラブルが増えています。

- 定期購入が条件となっていないか、契約内容や解約・返品の方法と条件をよく確認しましょう。
- 事業者と連絡をする時は記録を残しましょう。

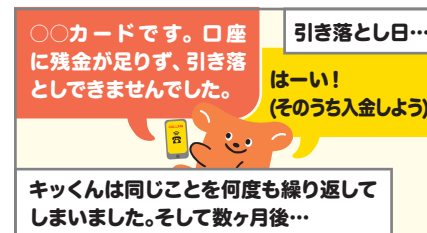
安すぎる...それって大丈夫? 通信販売



商品が届かない、事業者と連絡が取れないなどの**通信販売**のトラブルも増えています。

- 通信販売には、クーリング・オフ制度(裏表紙参照)はありません!返品特約をよく確認しましょう。
- 信頼できるサイトかどうか、注文する前に必ず事業者の情報を確認しましょう。

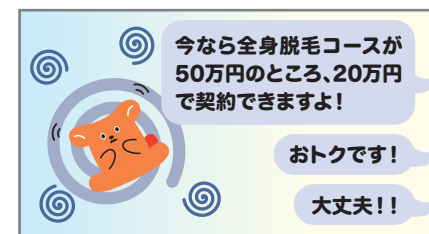
使いすぎてないですか? クレジットカード



支払える額以上にクレジットカードを使ってしまい引き落としが滞る(**延滞**)を繰り返すと、信用情報に傷がつきます。ローンが組めない、分割払いで購入できないなどの事態が起きます。

- カードを「いくらまで」使えるのか決めましょう。
- 利用明細を確認する習慣をつけましょう。

軽い気持ちだったのに... 美容医療サービス



体験やカウンセリングのつもりだったのに、高額なコースの契約を迫られて、断り切れず契約してしまう事例があります。

- 納得できないうちは契約するのはやめましょう!
- 複数の事業者から情報を集めて比較検討し、本当にその美容医療サービスが必要なのか考えてみましょう。

クーリング・オフ制度って？

契約した後も、一定の期間内なら無条件で契約を解除できる制度です。必ず追跡できる書面で行います。

※通信販売には
クーリング・オフ制度は
ありません！

ただし、返品できる場合もあります。

訪問販売 (キャッチセールスなどを含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 (エステ、語学教室、結婚相手紹介サービス等)	8日間
訪問購入	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職商法)	20日間

詳しい方法や、クーリング・オフできる取引かどうか分からない場合はお近くの消費生活センターへご相談を。

トラブルに遭ったかも？と思ったら…諦めないで！ 相談してください！

消費者ホットライン

い や や
188

全国共通の電話番号です。
郵便番号を入力すると、
最寄りの消費生活センター
につながります。

千代田区消費生活センター

相談専用電話番号
03-5211-4314

相談受付
月曜日～金曜日 9:00～16:30

所在地
千代田区九段南 1-6-17 千代田会館 8F



消費生活センターPC用サイト



キックくんが
できるまで

消費生活センターは、あなたの悩みをきくところ。
キックくんは、そんな「きくこと」の象徴である「耳」という
漢字をモチーフにしたビジュアルになっています。